

令和3年度第2回

武蔵村山市行政評価委員会会議次第

日 時：令和3年10月12日（火）

午後3時から

場 所：さくらホール展示室

| 日 程 | 内 容 |
|---------|--------------------------|
| 開 会 | 委員の紹介 |
| 報 告 事 項 | 令和3年度第1回行政評価委員会の会議結果について |
| 議 題 1 | 副委員長の互選について |
| 議 題 2 | 行政評価の評価結果の審議について |
| 議 題 3 | その他 |
| 閉 会 | |

報告事項 令和3年度第1回行政評価委員会の会議結果について

令和3年度第1回行政評価委員会の会議結果（概要）

| | |
|---|--|
| 会 議 名 | 令和3年度第1回武蔵村山市行政評価委員会 |
| 開 催 日 時 | 令和3年9月17日（金） |
| 開 催 場 所 | 書面開催（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため） |
| 出席者及び 欠 席 者 | 出席者：坂野委員長、栗原委員、清委員、中澤委員、石川委員、原田委員 欠席者：なし |
| 報 告 事 項 | 1 令和3年度における行政評価の実施について 2 今後の会議の開催日程について |
| 結 論 (決定した方針、 残された問題点、 保留事項等を記 載する。) | 報告事項1：令和3年度における行政評価の実施について 令和3年度における行政評価の実施について、書面で報告した。 報告事項2：今後の会議の開催日程について 今後の会議の開催日程について、書面で報告した。 |

議題 1 副委員長の互選について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱（平成28年訓令（乙）第147号）第4条第3項の規定により、副委員長を互選する。

○ 副委員長の互選

副委員長 _____

（参考）

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題 2 行政評価の評価結果の審議について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、市長から求めのあった行政評価の評価結果について審議する。

また、例年は審議対象事業の選定過程の透明性を確保するため、行政評価委員会が特に必要と認める事務事業等について審議することとしていたが、今回は審議の効率化を図るため、行政評価会議での二次評価において見直しの余地が小さいとされた事務事業等を除く全ての事務事業等を付議事案としている。

(参考)

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -

(設置)

第1条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、行政評価の評価結果について審議し、市長に対し意見を述べるものとする。

○ 本日の審議対象（計2件）

| 調書No. | 事務事業等 | 主管課 | 資料(※)ページ |
|-------|-------------------------|---------|---------------|
| 4 | シルバー人材センター事業補助金 | 福祉総務課 | P 4 - P 5 |
| 8 | 子どもの医療費助成事業（乳幼児医療費助成事業） | 子ども青少年課 | P 1 2 - P 1 3 |

(※)「令和3年度行政評価 行政評価委員会への付議事案」参照

議題3 その他

○【参考】次回以降の会議の開催日程

| | 日 時 | 場 所 | 評 価 対 象 事 案 |
|-----|--------------------------------------|-------------------|--|
| 第3回 | 令和3年10月18日(月) 午前9時30分から午前11時30分まで | 403会議室 (市役所4階) | No.5 敬老金贈呈事業 No.6 心身障害者(児)福祉手当支給事業 No.7 特殊疾病患者福祉手当支給事業 |
| 第4回 | 令和3年10月26日(火) 午後3時から午後5時まで | 301会議室 (市役所3階) | No.3 地域みんなでまちづくり会議運営支援事業 No.1 防災意識の高揚 |